

入札公告

341会霞派公告第5号
平成31年2月7日

分任契約担当官
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地
第341会計隊霞ヶ浦派遣隊長 大塩 竜矢



一般競争入札の執行について、下記のとおり公告する。

記

1 一般競争に付する事項

(1)	品(件)名等	規 格	予定数量	単位	備 考
	事業ゴミ委託運搬処理	仕様書のとおり	72,000	KG	

(2) 納入期間 平成31年4月1日 ~ 平成32年3月31日

(3) 納入場所 茨城県土浦市右廻2410 霞ヶ浦駐屯地

2 入札参加資格

- (1) 予決令第70条、及び71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (5) 平成31・32・33年度競争参加資格(全省庁統一資格)を有し「役務の提供」をD以上の格付けされ、**関東・甲信越地方の競争参加資格を有する者であること。**
- (6) 入札参加希望者は、土浦市長から「土浦市一般産業廃棄物処理業許可証」の交付を受けた者のうち、当該許可内容が本役務の履行内容を満たしているもの。

3 契約条項を示す場所

(1) 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地第341会計隊霞ヶ浦派遣隊事務室 及び 東部方面会計隊HP

4 入札書配布場所及び期間

(1) 場 所 : A庁舎2階 会計隊事務室

(2) 期 間 : 平成31年2月7日 ~ 平成31年2月25日(月)17時00分

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 場 所 : 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 A庁舎2階 関東補給処保管室

(2) 日 時 : 平成31年2月26日(火)13時15分

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金: 免 除

(2) 契約保証金: 免 除

(3) 但し、落札者が契約を結ばないときは落札金額(落札単価×予定数量に消費税を加算した額)の100分の5以上、契約者が契約締結後において履行しない場合は、契約金額(契約単価×予定数量に消費税を加算した額)の100分の10以上を、違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示す資格を有しない者の入札。

(2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。

(3) その他、本公告に違反した入札。

(4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。

8 落札決定方法

(1) 単価決定 : 単価において予定価格の範囲以内の最低価格入札者を落札者とする。(同価の場合は、抽選により決定)

(2) 入札単価は、課税業者、非課税業者に関わらず消費税を除いた金額(外税方式)で入札すること。

9 契約書の作成

(1) 契約書を作成省略するものを除き、落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成するものとする。

10 入札説明会

(1) 実施しない。

11 その他

(1) 電報・電話による入札は認めない。郵便入札により参加する場合は、2月25日17時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書により明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

(2) 上記2(6)に該当する者は、許可証(写)を提出すること。

(3) 入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札参加を希望する場合は事前に下記まで連絡すること。

(5) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地第341会計隊霞ヶ浦派遣隊契約班

TEL 029-842-1211 内線2342

FAX 029-843-4528

担当: 清水(しみず)

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
事業ゴミ委託運搬処理	霞業一 一 一	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	平成27年 3月 9日
	変更	平成31年 1月 25日
		作成部隊 霞ヶ浦駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊補給科糧食班から発生する事業ゴミの委託運搬について規定する。

1.2 運搬処理する物品

一般廃棄物（生ゴミ・可燃物・不燃物）

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.3.1

契約担当官

契約担当官とは、第341会計隊霞ヶ浦派遣隊長をいう。

1.3.2

検査官

検査官とは、官側の中で指名した者をいい、主に完成検査、受領検査等を実施する者をいう。

2 一般的事項

本仕様書に規定しない事項は、契約業者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 一般廃棄物の運搬処理要領

一般廃棄物の運搬処理要領については役務指示書による。

4 作業等に関する要求等

4.1 要求事項

要求事項は、役務指示書によって指定する場合を除き、次による。

- 契約業者は、土浦市から交付される「事業系一般廃棄物搬入許可証」の写しを官側が指定する時期までに提出するものとする
- 契約業者は、本役務において、十分な知識と技術を有し、かつ役務を完全に遂行できる能力を有するものでなければならない。
- 契約業者は、作業中の施設周辺の清潔の保持など、環境保全上の保護を確実にを行い、駐屯地及び周辺地域に被害を与えた場合は、契約業者の負担と責任において処置するものとする。
- 契約業者は、関係機関に対する諸手続及び関係法令・規則及び条例などを遵守し、その運用はすべて契約業者の負担と責任において行うものとする。

- e) 契約業者は、官側施設で本役務を実施するにあたり故意または過失により施設及び資材の破損などが発生した場合は、契約業者の負担と責任において処置すること。また、破損などを発見した場合は、速やかに官側の検査官に報告するものとする。

5 検査

積載完了の都度、検査官による積載の確認を受けるものとし、「計量書または領収書（総重量空車重量、正味重量が記載されているもの）」の提出をもって完了とする。官側は、毎月末の処理された総重量に契約単価をかけた金額を翌月支払うものとする。

6 事故等発生時に関する要求

車両運転時及び操作時等に発生した事故（交通事故、破損事故、汚損事故）等に関する諸手続等については、すべて契約業者が責任と負担にて処置するものとする。

7 諸費用に関する要求

本役務において発生する諸費用（燃料費、出張費）等については、すべて契約業者が負担するものとする。

8 提出書類、提出場所

提出書類、提出場所については役務指示書による。

9 その他の指示

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

事業ゴミ運搬委託処理役務指示書

調達要求番号		仕様書番号	
調達要求年月日	年 月 日	作成年月日	年 月 日
物品番号等		作成部隊等名	霞ヶ浦駐屯地業務隊

- 1 **実施場所及び実施数**
霞ヶ浦駐屯地厚生センター1F（駐屯地食堂）

- 2 **処理量（予定）**
72t（1ヶ月6t）

- 3 **残飯の運搬処理要領**
 - 3.1 **運搬処理指定日**
原則として週2回，火曜日及び金曜日の0900～1200とする。その他は，必要に応じその都度調整する。
 - 3.2 **積 載**
一般廃棄物の運搬車（許可車両）への積載は，委託業者が行うものとする。

- 4 **提出書類**
計量書または領収書（総重量，空車重量，正味重量が記載されているもの）1部

- 5 **書類提出場所**
〒300-0837 茨城県土浦市右廻2410
霞ヶ浦駐屯地業務隊補給科糧食班（糧食班長 気付）

- 6 **細部問合せ先**
霞ヶ浦駐屯地業務隊 補給科 糧食班 人員集計係
電話番号 029-842-1211（内線2336）